

2020年5月15日

国際会計基準審議会 御中

「金利指標改革 - フェーズ2 (IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及び IFRS 第16号の修正案)」に対するコメント

1. 当委員会は、2020年4月に公表された国際会計基準審議会 (IASB) の公開草案「金利指標改革 - フェーズ2 (IFRS 第9号、IAS 第39号、IFRS 第7号、IFRS 第4号及び IFRS 第16号の修正案)」(以下「本公開草案」という。)に対して我々のコメントを提供する機会を歓迎する。
2. ヘッジ会計の目的は、財務諸表において、企業のリスク管理活動の影響を表現することであるとされている (IFRS 第9号第6.1.1項)。この点、金利指標改革に起因する金利指標の置き換えは、企業のリスク管理活動とは無関係に、企業にとって不可避免的に生じる事象である。そのため、金利指標改革に起因する事象のみによってヘッジ会計を中止し純損益に影響を与えることは、必ずしも有用な財務情報を提供しないと考えられる。したがって我々は、金利指標改革によって要求される変更によってヘッジ会計の中止としないとする本公開草案の提案に賛成する (質問2)。
3. 一方、我々は、代替的な指標金利に関連する将来の市場の動向が不確実であることを考慮する必要があると考えている。この点、本公開草案では、代替的な指標金利に関する特定の市場が十分に発達していない可能性を考慮し (本公開草案の BC87項)、ヘッジ会計におけるリスク要素の指定について24か月の猶予を提案している。しかしながら、代替的な指標金利に関連する動向によっては、最初に、ある代替的な指標金利 (例えば、ユーロについては EURIBOR、日本円については TIBOR が引き続き存続するため、これらが考えられる) に変更し、その後に別の代替的な指標金利 (例えば、ターム物リスク・フリー・レート) に変更する場合もあると考えられる。本公開草案では、最初の指標金利への変更は救済されるが、その後の変更は救済されないことになる。我々は、金利指標改革に起因する事象のみによって生じたものである場合、最初とその後の方の変更について救済すべきであると考えている。

4. したがって我々は、一定の期間について、金利指標改革に伴うヘッジ対象又はヘッジ手段の金利指標に基づくキャッシュ・フローの時期及び金額に関する不確実性が存在しなくなった後でも、従来 LIBOR を参照していた金融資産及び金融負債については、本公開草案の IFRS 第 9 号第 6.9.3 項の要件を満たす限り、ヘッジ会計の継続を認めることを検討する余地があると考えている。
5. 我々のコメントが、IASB の審議に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長